

# 定期報告対象建築物調査票

【オモテ面】

記入日                      年   月   日

(1) 申請建物名称	
(2) 旧もしくは既存建物名称	
(3) 申請建物所在地	

《注意》(2)は確認申請書第4面の工事種別が「新築」以外の場合に記載すること

	設問	回答	審査機関 チェック欄
①	本建築物は右欄(i)～(ii)に該当する建築物ですか。  (i)法第6条第1項第1号  (ii)令第14条の2	<input type="checkbox"/> 該当する  <input type="checkbox"/> いずれにも該当しない <span style="font-weight: bold;">⇒ 調査終了</span>	<input type="checkbox"/>
②	本建築物は <u>ウラ面(A欄)</u> の対象用途(建築物別用途で判断)に該当しますか。 該当する場合、用途番号に○をしてください。  ※これより以降の設問については該当する用途番号に対応した規模にて判断をお願いします。	<input type="checkbox"/> 該当する (用途番号: 1-a, 1-b, 2, 3, 4, 5, 6-a, 6-b, 7)  <input type="checkbox"/> 該当しない <span style="font-weight: bold;">⇒ 調査終了</span>	<input type="checkbox"/>
③	<b>【特殊建築物】</b> 本建築物は <u>ウラ面(B欄)</u> の対象規模(特殊建築物)に該当しますか。	<input type="checkbox"/> 該当する  <input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/>
④	<b>【建築設備】</b> 下記建築設備 <sup>※1</sup> が設置されている かつ、用途番号「1～4」における延床面積が2,000㎡以上ですか。	<input type="checkbox"/> 該当する  <input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/>
⑤	<b>【防火設備】</b> 下記防火設備 <sup>※2</sup> が設置されている かつ、 <u>裏面(C欄)</u> の対象規模(防火設備)に該当するか。	<input type="checkbox"/> 該当する  <input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/>

**【※1 対象となる建築設備】**

- ・中央管理方式による換気設備
- ・火気使用のための機械換気 (用途番号「3、4」に限る)
- ・居室に設けられた機械排煙設備
- ・開放型蓄電池を予備電源としたもの、開放型蓄電池と自家用発電装置とを組み合わせたもの

**【※2 対象となる防火設備】**

- ・随時閉鎖式の防火設備(外壁部開口部の防火設備、防火ダンパーは除く)
- (例)通常時は開きっぱなしの状態となっており、火災を感知すると閉鎖される防火設備。  
 壁などに収納されていた鉄扉がスイングして閉じられるものと、天井に収納されていたシャッター等が下りて閉鎖するものが多い。

## ○佐賀県 定期報告対象建築物一覧

A欄		B欄 特殊建築物	C欄 防火設備	
用途 番号	対象用途	対象規模 (避難階以外の階を次に掲げる用途に供するもの (1-b、6-b、7を除く))	対象規模	対象 根拠
1	a 劇場、映画館、演芸場、観覧場 (屋外観覧場を除く)公会堂又は 集会場	当該用途(100平方メートル超の部分)が地階又は3階以上の階に ある  当該用途の床面積(客席部分)が200平方メートル以上  劇場・映画館・演芸場で、主階が1階にない	同左	法
	b 劇場、映画館、演芸場、観覧場 (屋外観覧場を除く)公会堂又は 集会場	当該用途の床面積が300平方メートル以上	対象外	条例
2	百貨店、マーケット、展示場、キャバ レー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダン スホール、遊技場、公衆浴場、待 合、料理店、飲食店又は物品販 売業を営む店舗	当該用途(100平方メートル超の部分)が地階又は3階以上の階に ある  2階にある当該用途の床面積が500平方メートル以上  当該用途の床面積が3,000平方メートル以上	同左	法
3	旅館又はホテル	当該用途(100平方メートル超の部分)が地階又は3階以上の階に ある  2階にある当該用途の床面積が300平方メートル以上	同左	法
4	病院、診療所(患者の収容施設が あるものに限る)、就寝用途の児童 福祉施設等	当該用途(100平方メートル超の部分)が地階又は3階以上の階に ある  2階にある当該用途の床面積が300平方メートル以上(病院、有床 診療所は、2階部分に患者の収容施設がある場合に限る)	同左  <b>+ 当該用途の床面積が200平 方メートル以上</b>	法
5	体育館、博物館、美術館、図書 館、ボウリング場、スキー場、スケ ート場、水泳場、スポーツ練習場(い ずれも学校に附属するものを除く)	当該用途(100平方メートル超の部分)が3階以上の階にある  当該用途の床面積が2,000平方メートル以上	同左	法
6	a 共同住宅(サービス付き高齢者向 け住宅に限る)又は寄宿舎(サー ビス付き高齢者向け住宅、認知症 高齢者グループホーム、障害者グ ループホームに限る)	当該用途(100平方メートル超の部分)が地階又は3階以上の階に ある  2階にある当該用途の床面積が300平方メートル以上	同左  <b>+ 当該用途の床面積が200平 方メートル以上</b>	法
	b 上記a以外の下宿、共同住宅又 は寄宿舎	階数が5以上、かつ、当該用途の床面積が1,500平方メートル以上	対象外	条例
7	事務所その他これに類する建築 物	階数が5以上、かつ、当該用途の床面積が1,000平方メートル以上	対象外	条例